平成２７年（フ）第１３１号
富山市岩瀬天神町24番地、前住所富山市石坂960番地　県営住宅３棟204号室
破産者　魚谷　　誠
1　破産債権の届出期間　平成28年６月22日まで
2　一般調査期日　平成28年８月18日午前10時30分
平成28年５月19日　　富山地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０５２号
東京都清瀬市下清戸１丁目17番地27―203号
破産者　竹内　利廣
免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
平成28年５月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１３号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目118番地
清算株式会社　コーヒーボーイ株式会社
代表清算人　遠藤　靖典
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２号
神戸市西区玉津町今津169番地の１
清算株式会社　ダイニチ・コンストラクション株式会社
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所明石支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３号
石川県羽咋郡宝達志水町北川尻ム126番地
清算株式会社　株式会社テラタニ
代表清算人　寺谷　仁一
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりである。
第２　弁済及び免除
１　協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、協定債権から特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いた部分を「一般債権」という。）。
２　一般債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者の一般債権額に、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権の総額で除した割合を乗じた金額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
但し、協定債権に対する免除額の計算において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　弁済の方法
１　協定による弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者が振込先を指定しなかった場合、弁済の場所は清算株式会社の本店所在地（石川県羽咋郡宝達志水町北川尻ム126番地）とする。
（別紙省略）
金沢地方裁判所七尾支部

監督命令

平成２８年（再）第１号
千葉県柏市西原２丁目９番３号
再生債務者　鏑木　一郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央３－９－９　エレル千葉中央ビル５階　プライム法律事務所
弁護士　金城未来彦
平成28年５月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再）第２号
千葉県柏市西原２丁目９番３号
再生債務者　鏑木　陽子
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央３－９－９　エレル千葉中央ビル５階　プライム法律事務所
弁護士　金城未来彦
平成28年５月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再）第８号
名古屋市名東区牧の原２丁目106番地
再生債務者　株式会社ダイコー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目５番10号　名古屋丸の内平和ビル３階　服部一郎法律事務所　弁護士　服部　一郎
平成28年５月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続による債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
横浜市中区日本大通11番地
再生債務者　株式会社エス・エフ・シー
1　投票期間　平成28年７月８日まで及び平成28年７月15日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成28年７月15日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成28年５月20日
横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第２号
福岡市中央区警固２丁目11番６号宇田ビル206号
再生債務者　株式会社ケイビィシィソリューション
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年５月19日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年５月19日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３８号
埼玉県幸手市東５丁目６番９号
再生債務者　内田　親秀
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月24日から平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５１号
さいたま市見沼区東大宮６丁目25番地７　ファーストヒルズ109
再生債務者　石川　真一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月24日から平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第５９号
愛知県刈谷市東境町新林１番地142　第１新林寮
再生債務者　下神　光治
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月10日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月17日から平成28年６月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第９５号
札幌市手稲区星置２条８丁目５番16号
再生債務者　成澤　隆幸
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月27日から平成28年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第９６号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番７―203号
再生債務者　長谷川　澪
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月27日から平成28年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部